

新潟・八幡林遺跡

はちまんばやし

- 1 所在地 新潟県三島郡和島村大字島崎・両高
- 2 調査期間 一九九三年度調査 一九九三年(平4)四月～一九九四年三月
- 3 発掘機関 和島村教育委員会
- 4 調査担当者 田中 靖
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 八世紀前半・九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(三条)

八幡林遺跡は、島崎川左岸に半島状に突出した丘陵上に位置している。一九九〇年の調査以降、四次にわたる調査が実施されており、古志郡に關する多量の文字資料が出土した。

一九九三年度の調査は、平安時代の建物群が確認されているI地区及び、一九九一年度の調査で発見され

た木道の延長線上のH地区などで実施した。

I地区では、丘陵を切り崩して低地を埋め立てた整地層が、昨年に引続き確認されたほか、掘立柱建物・柵列が発見された。出土遺物には、八世紀末～九世紀前半のものと、九世紀後半のものがあり、前者は整地層下の泥炭層を中心に包含されていた。注目される遺物としては、「大領」「郡佐」「郡殿」「南殿」「南家」「大家驛」などの墨書土器二四五点、封緘木簡一七点を含む木簡五八点、漆器の長頸瓶、漆紙、刷毛・篋などの漆工具、帶金具、文箱がある。

I地区の木簡は整地層下の泥炭層から出土した。紀年銘をもつものはないが、共伴した土器から、八世紀末～九世紀中頃までの年代幅が与えられよう。内容的には、H地区と同様で封緘木簡が一七点出土しており、文箱の存在とともに正式な作法に則った文書のやりとりが地方レベルでも行なわれていたことを示している。封緘木簡に見られる宛所には「大領殿門」「郡殿門」が確認されており、本遺跡が「古志郡衙」あるいは「大領」個人に関わる施設であったことがほぼ確実となった。

H地区では、木道の延長は確認されなかったが、層的に先行する道路を検出した。道路は路面幅二・五mで、両側に幅一・五mの側溝を持ち、ほぼ南北に延びる。出土遺物は八世紀中頃の時期に限定され、大半が道路側溝から出土した。注目される遺物としては、「石屋木」「石屋殿」「郡」「郡殿新」「厨」などの墨書土器四六六、



八幡林遺跡遺構配置図

木簡一四点、帯金具がある。

H地区の木簡は、八世紀中頃の短期間のみ機能していた道路側溝中から検出されている。やはり紀年銘をもつものはないが、出土状況から遺構の年代に近い時期の所産と考えられる。内容的には、遺跡の性格を具体的に示すものは見られなかったが、封緘木簡が八点（墨痕をもたないものを含む）出土していることが注目される。

8 木簡の釈文・内容

合計七十二点の木簡のうち、整理途上のものを除いた三〇点について概要を述べる。

I地区

(1)

「

当荷取文 合駄馬廿六匹□□丁并夫十二人

□□六斗五升

夫□□鮭廿□□

鮭□□

□進丁日置養万呂特内子鮭四隻米一斗

□四□□

又千進丁能等豊万呂特内子鮭四隻米一斗

□マ八千万呂進丁□満人□

□□八千万呂進丁神人淨万

〔丸カ〕

□マ□□万呂進丁□田□

〔山カ〕

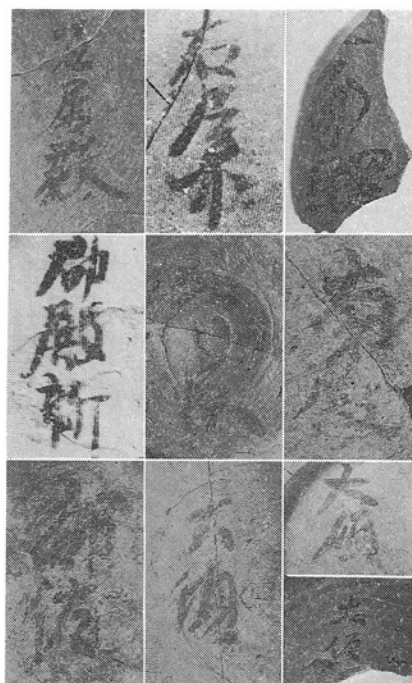
刑マ□□進丁□□

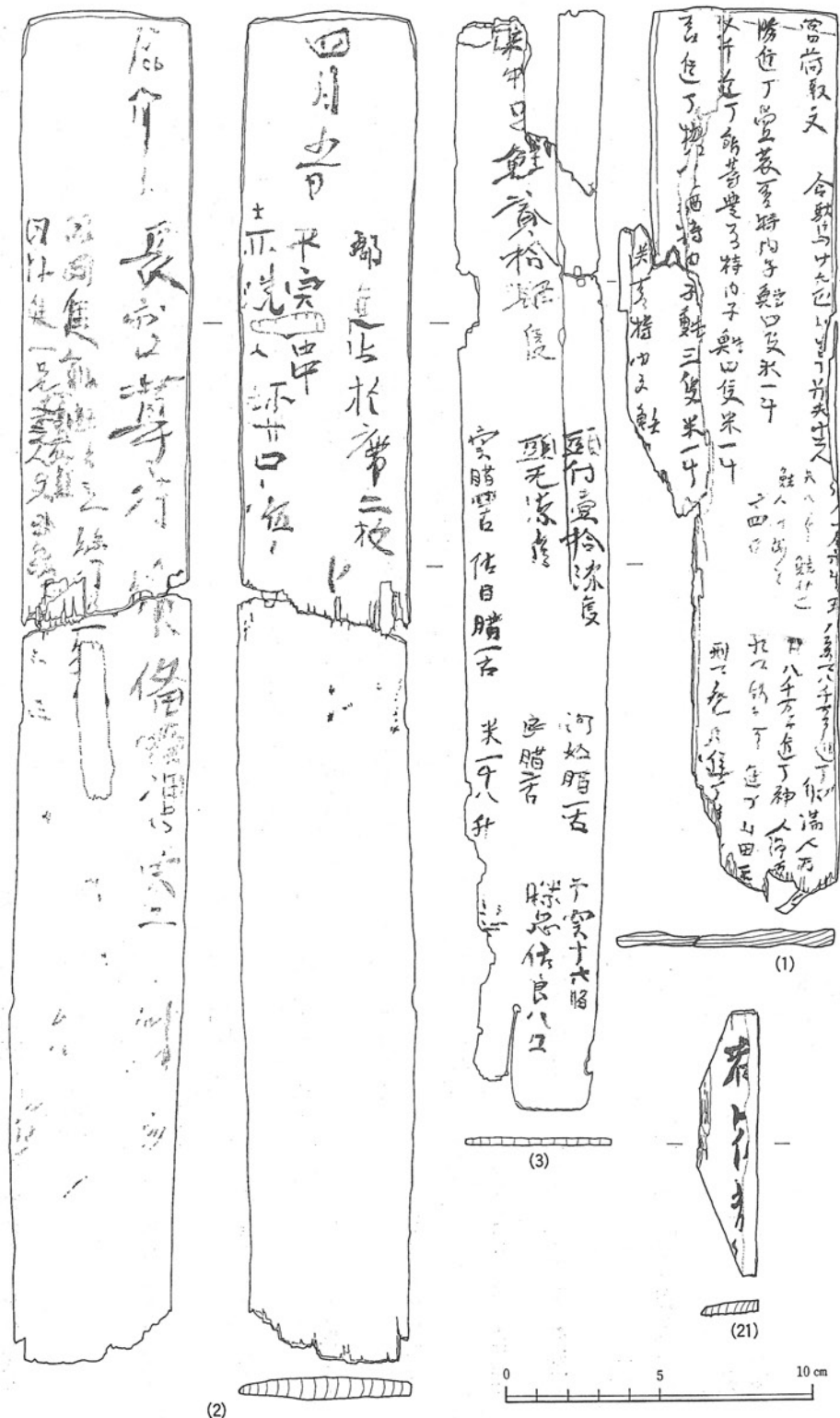
万呂進丁物マ□〔黒カ〕栖特内子鮭三隻米一斗

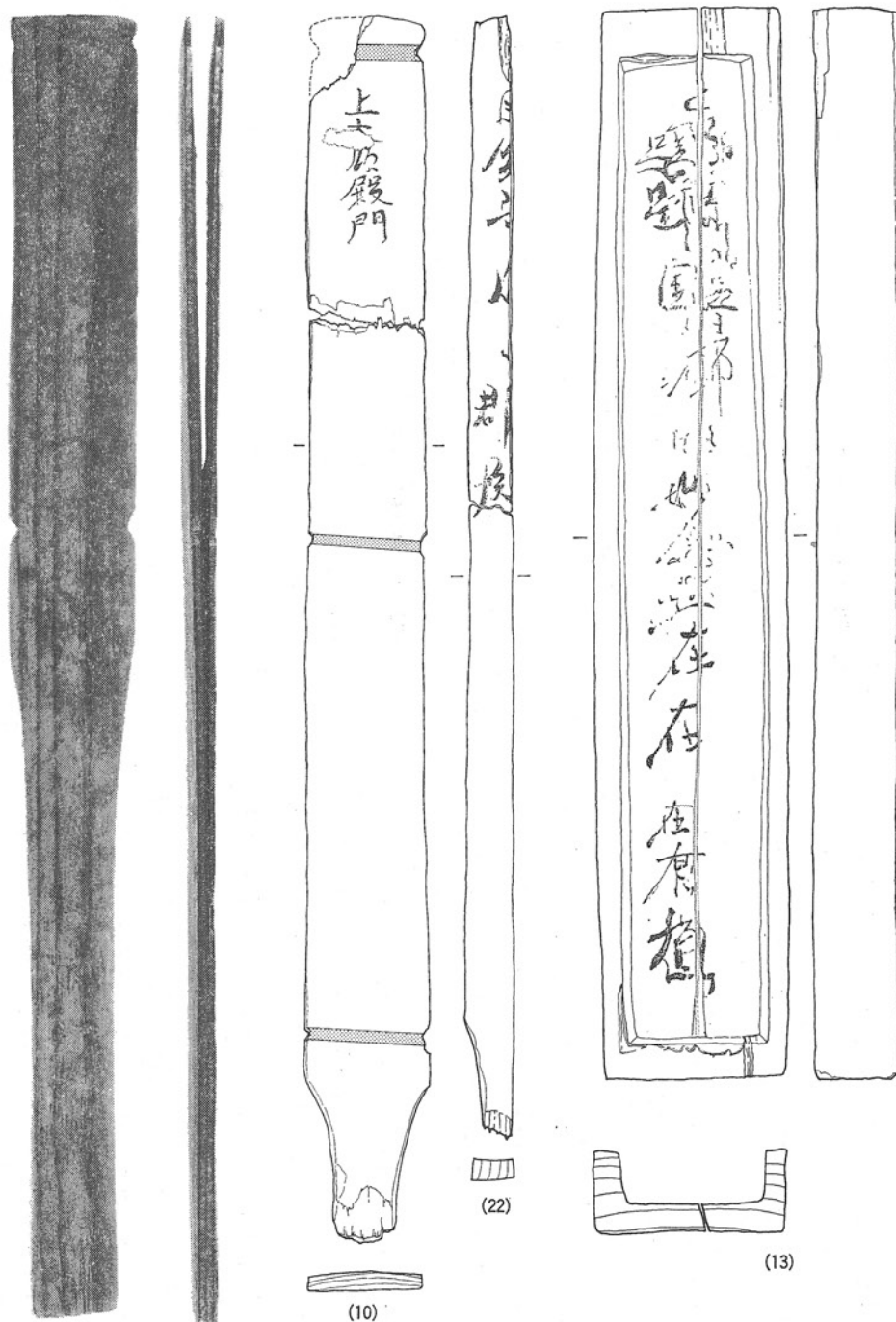
×淵万呂特内子鮭□

(300)×(70)×4 081 第三号

墨書土器「石屋殿」「石屋木」「□〔大カ〕家驛」
「郡殿新」「北家」「南殿」
「大領」
「郡佐」「大領」「大領」







(側面)

上端から割りを
入れた封緘木簡

七隻、宋・佐目・鳥などの干物、米、牒思(『豊子。漆塗りの器』)の皿などが記されている。

(4)は二次加工による切断で大きく変形され旧状を窺えないが、厚さが8mmもあり、文字の残り具合からみても、かなり大きな木簡の一部と考えられる。一面に見える多岐郷は、『和名抄』に三嶋・高家の二郷と共に、三嶋郡の郷として記されている。反対の面は、刀子で削られ文字が不明瞭となっているが、その残画から、参(三)嶋郡・介尊などの文字が読める可能性があり、注目される。

(5)は(2)と大きさ・記載内容が類似し、同様の伝票様木簡である可能性が高い。

(6)~(9)は付札で、(6)は「コゴモリ(子籠)のサケ」、(8)は斗の単位で計れる物資に付されたものと考えられる。その他の資料は墨痕が薄く内容を読み取ることができない。

(10)~(12)は、いわゆる封緘木簡である。(10)および(12)は宛所である「大領」「郡」の殿門にたてまつるとのみ書かれている。(10)の切り込みの位置には帯状の変色が認められ、紐で結束されていたことを示している。(11)は腐蝕のため文字が不明瞭となっており、わずかに「儀」「祀符状」の残画が確認される。

(13)は文箱の内面に習書が見られるもので、越前国足羽郡と書かれている可能性が高く、地域間相互の関連を考える上で注目される資料である。

(14)はほぼ中位で折れ、二片に分かれている。「念」「道」「志」などの文字が連続して習書されている。

(15)~(19)は、破損や腐蝕のため内容を読み取ることができず、詳細は不明であるが、(15)~(19)に見える「白鳥」「田子」の文字は注目される。

(20)は上下左右が二次加工によって失われているが、一〇mmという厚さから、かなり大型の木簡の一部と考えられる。斗・条の単位で示される数値が四段にわたって書かれ、特に一斗廿一条~一斗廿九(条?)の間のものが目立つが、その配列には規則性が見出せず、内容は不明である。

(21)は二次加工によって原形をとどめていないが、表面に四文字が確認される。上二文字は「郡符」と読め、文書木簡と考えられる。

(22)は形状から封緘木簡と考えられるが、縦方向に半裁されており、文字もつくりの部分に欠失している。文字の残画から、差し出し+宛所(郡殿)が書かれている可能性が高い。

H地区

(23) 「V」可懸干」

80×20×5 032 第三六号

(24) 「V」野蒜」
「V」斗」

180×14×4 032 第三七号

(25) 「山部直廣万呂

(120)×29×2 019 第三八号

(26) □ □ □ □

□ 百 三百 二

□ 五百 四 八

(130) × (71) × 3 081 第三九号

(27) [V] □ 力風 [俗カ] □ □ □ □

(156) × (32) × 3 061 第四〇号

(28) [V] 蛙郡足足足足 < 足足足足田 □ □ □ □ □ □

(295) × 33 × 6 061 第四八号

(29) [V] (墨横線) V (墨横線)

(286) × 28 × 5 061 第五三号

(30) • □ □ □ □ □ □ □ □

• 所

(99) × (14) × 2 081 第五一号

(23)(24)は付札である。(23)は「可」が「鹿」に通じ、鹿肉の干物か。

(25)は、非常に薄い木簡で、残存部には人名が見える。桓武天皇の諱を避けて「山部」の氏名を「山」に改めさせた『続日本紀』延暦四年(七八五)五月丁酉条に見える史実と、八世紀中頃という本木簡の年代観は矛盾しない。

(26)は、アトランダムに数字が列記されている。何らかの記録に關わるものと推定されるが、詳細は不明である。

(27)~(29)は、形状から封緘木簡と考えられる。(27)は、封緘木簡の断片を二次利用している。「力風俗」の文字が読み取れるが、内容は

不明である。(28)も、封緘木簡の本来の用途から外れて習書されているものである。(29)は、二カ所の切り込みの付近に墨線が見られ、封緘木簡の可能性がある。

(30)は、小片のため詳細は不明であるが文書木簡の可能性が高い。

なお、木簡の釈読については、新潟大学の小林昌二氏、国立歴史民俗博物館の平川南氏、東京大学の佐藤信氏、奈良国立文化財研究所の館野和己氏、富山大学の本郷真紹氏のご教示をいただいた。

(田中 靖)